

山梨県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、山梨県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は山梨県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	TEL () -	申請者氏名	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他()		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立					
		学校の種類・課程・学科：					
	学校の所在地	都道府県	市区町村				
	学校設置者の名称						
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
					なし 1回 2回 3回 4回 不明		
					□ □ □ □ □ □		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
					なし 1回 2回 3回 4回 不明		
					□ □ □ □ □ □		

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立					
		学校の種類・課程・学科：					
	学校の所在地	都道府県	市区町村				
	学校設置者の名称						
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
					なし 1回 2回 3回 4回 不明		
					□ □ □ □ □ □		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
					なし 1回 2回 3回 4回 不明		
					□ □ □ □ □ □		

(注) 年は元号を用いて記載すること。

第1号-1様式(その1)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

○所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。 **※必須項目**

【扶養親族の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。)

※当該世帯に認定基準日において、高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

【山梨県内の高等学校に在学する場合】
高等学校等就学支援金の収入状況届出に際して、提出した課税証明書等を本給付金事業で使用するの同意書を提出している場合は、本給付金事業での課税証明書等の提出を省略できます。